

防災対策のしめくりにはしご型避難ロープ装置

# ステップがマンII型

(財)日本消防設備安全センター評定品



発売元



東京・トーヨー消火器工業株式会社・江東

<http://www.toyosyokaki.jp>



はしご型  
避難ロープ装置

# ステップダンII型

## 特長

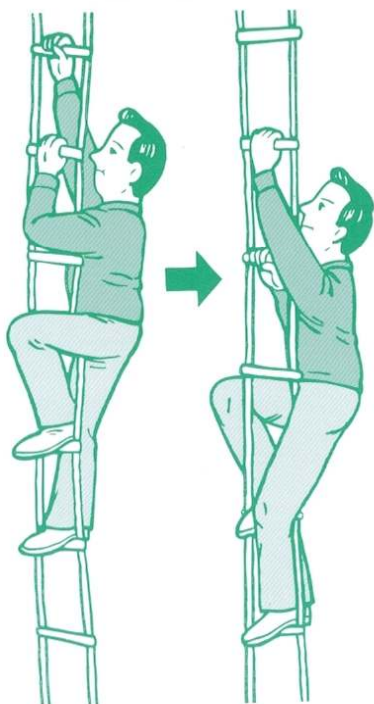
- 軽くて扱い易い。
- 取付けが簡単。
- 強度10KNに耐える。
- 長期間変質しない。

## 仕様

- ロープ(クラレビニロン100%) 直径9mm×2 強さ14KN
- つり下げ金具(カラビナ変D型) 直径10mm鋼材 強さ15KN (ニッケルメッキ付)
- 全長4.6m 質量1.8kg

## ○使用方法

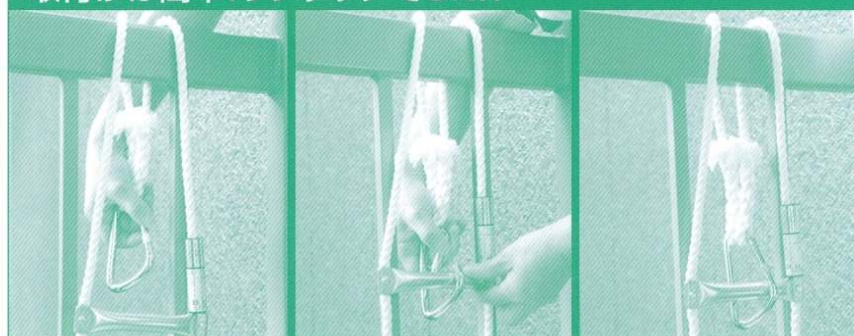
身体を壁と直角にし、図のように「はしご型避難ロープ」を左右の手足ではさむようにして降りる。



従来の避難ロープはロープ1本のため、降下中回転する欠点があるが該避難ロープ装置はロープ2本を使用し、その中間に手掛り、足掛りを設けることによって、降下中の回転を防ぎ、確実に手足を掛けることが出来て、安全に避難することが出来る。



## 取付けは簡単!ワンタッチでOK!!



消防法で避難器具の設置を義務づけられているところ。

令別表	防火対象物	収容人員
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、介護施設、更正施設、児童福祉施設(母子寮及び児童更生施設を除く。) 身体障害者更正支援施設(身体障害者を収容するものに限る)又は知的障害者、精神障害者支援施設 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校	20人 (下階に1~4.9.12(イ)13(イ)14.15項の防火対象物がある場合には10人)以上100人までの場合は1台、以上100人まで増すごとに1台を加える。
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅	30人 (下階に1~4.9.12(イ)13(イ)14.15項の防火対象物がある場合には10人)以上100人までの場合は1台、以上100人まで増すごとに1台を加える。
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 公会堂又は集会場	50人 以上200人までの場合は1台、以上200人まで増すごとに1台を加える。
(2)	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗店等、その他これらに類するもの	
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店	
(4)	イ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	
(7)	イ 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、各種学校その他これらに類するもの	
(8)	イ 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	

令別表	防火対象物	収容人員
(10)	イ 車輛の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る)	50人 以上200人までの場合は1台、以上200人まで増すごとに1台を加える。
(11)	イ 神社・寺院・教会その他これに類するもの	
(13)	イ 自動車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	30人 以上200人までの場合は1台、以上200人まで増すごとに1台を加える。
(14)	イ 倉庫	
(12)	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ	150人 (無窓階の場合には100人)以上300人までの場合は1台、以上300人まで増すごとに1台を加える。
(15)	イ 前各項に該当しない事業場 上記防火対象物三階以上の階のうち、避難階又は地上に直通する階段が二以上設けられていない階	
(16)	イ 複合用途防火対象物のうちその一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの。 ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物。	10人 以上100人までの場合は1台、以上100人まで増すごとに1台を加える。  2階部分に上表2及び3の防火対象物がある場合は2階から必要。設置台数の算定及び前記以外の防火対象物については各々上表に依る。
備考 ※東京都火災予防条例第44条、令別表第1(1)項から(4)項まで及び(7)項から(16)項までに掲げる防火対象物の六階以上の階で、収容人員が30人以上のものには、避難器具を設けなければならない。東京都建築安全条例第19条、共同住宅の住宅若しくは住居の居住の用に供する居室のうち一以上、寄宿舍の寮室又は下宿の宿泊室は、次の各号に定めるところによらなければならない。(1号、2号略)3号避難階以外の階にある場合にあっては、避難上有効なバルコニー、又は器具等を設けること。		

